

「第二次東大和市男女共同参画推進計画改訂版（素案）」に対するパブリックコメントを実施します。

現在、策定している「第二次東大和市男女共同参画推進計画」は計画期間が平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間であり、計画の中間年度に見直すこととしています。このたび、改訂版（素案）をとりまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 「第二次東大和市男女共同参画推進計画改訂版（素案）」の目的

日本国憲法は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を基本理念とし、性による差別をはじめあらゆる差別を禁止し、平和な社会の中で、自由で平等な生活を営む権利を保障しています。この理念は、性による差別禁止の原則を具体化した「女子差別撤廃条約」にも共通するものです。

また、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「国際的協調」を基本理念としています。

東大和市では、これらの基本理念とともに、平成 17 年 3 月に制定された「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」（以下「条例」という。）の第 1 章に掲げた 6 つの基本理念も視野に入れて、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とし、平成 23 年（2011 年）に男女共同参画を推進するための市の施策をまとめた「第二次東大和市男女共同参画推進計画」を策定し、現在はこの計画期間にあります。これは「東大和市男女共同参画推進計画」の計画期間が終了したため、社会状況の変化に応じて見直しを行った計画です。

平成 27 年度は「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の中間年に当たることから、社会状況の変化や今日の男女共同参画に関する課題に対応した計画とするため、現在、「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の見直しを進めています。

平成 25 年（2013 年）8 月には、「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の見直しの基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

その後、平成 27 年（2015 年）7 月には、東大和市男女共同参画推進審議会から「第二次東大和市男女共同参画推進計画の見直しについて」答申が提出されました。

この答申等を踏まえて庁内各課に対して内容等の確認、男女共同参画推進計画連絡会議での検討を重ね、平成 28 年（2016 年）3 月に「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）」を策定することとしています。

2 素案の内容

第二次東大和市男女共同参画推進計画改訂版（素案）

3 素案に対する基本的な考え方

この計画は「第二次東大和市男女共同参画推進計画」の推進状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、市が行う今後 5 か年の施策の基本的方向を示すとともに関係する施策を総合的、計画的に推進するための個別計画です。

東大和市の施策の方向設定にあたり、下記 4 つの基本目標を定め、その下に具体的施策と関連する事業を設定しました。

- ・基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画
- ・基本目標2 互いの人権の尊重
- ・基本目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・基本目標4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実

今後、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、所管課が各事業に取り組むこととします。

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成27年11月1日（日）から11月30日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 子ども生活部市民生活課（東大和市役所3階6番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

子ども生活部 市民生活課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 子ども生活部市民生活課（東大和市役所3階6番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市子ども生活部市民生活課宛て
- ・FAX 042-563-5931
- ・電子メール shiminseikatsu@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成 28 年 1 月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

パブリックコメント 意見書

①案件名	
②住所 ※法人等の場合は、市内の事業 所等の所在地	
③氏名 ※法人等の場合は、名称及び代 表者氏名	
④勤務先名（学校名） ※市内在勤・在学の場合	
⑤勤務先所在地（学校所在地） ※市内在勤・在学の場合	
⑥意見の内容	

【お願い】

- ・意見は、書面の持参、郵送、FAX 又は電子メールにて提出してください。
- ・提出された意見の概要については、市ホームページ等で公表します。ただし、住所、氏名等の個人情報については公表しません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

※意見の提出期間：平成 27 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）まで（必着）